学校法人 聖霊学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は学校法人聖霊学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を秋田市南通みその町4番82号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法、学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律に従い、カトリック精神に基づき、学校教育および保育を行うことを 目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
 - (1) 聖霊女子短期大学 生活文化科
 - (2) 聖霊学園高等学校 全日制課程 普通科
 - (3) 聖霊学園中学校
 - (4) 聖霊女子短期大学付属幼稚園·保育園

第3章 役員および理事会

(役員)

- 第5条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 5人以上8人以内
 - (2) 監事 2人
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任 するときも同様とする。

(理事の選任)

- 第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 短期大学長
 - (2) 設置する他の学校の長のうち、理事会において選任した1人以上2人以内
 - (3) 聖霊奉侍布教修道女会日本管区長
 - (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者1人
 - (5) 学識経験者または功労者のうちから理事会において選任した者1人以上3人以内
 - 2 前項第1号より第4号の理事は、選任の要件となっている職を退いたときは理事の職を失う ものとする。

(監事の選任)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長・校長・園長・教員その他の職員を含む。以下同じ。)、 評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出し た候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
 - 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが できる者を選任するものとする。

(役員の任期)

- 第8条 役員(第6条第1項第1号より第4号までに掲げる理事を除く。以下この条において同じ。) の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
 - 2 役員は再任できる。
 - 3 役員は任期満了後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充 しなければならない。

(役員の解任および退任)

- 第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定もしくはこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
 - 2 役員は次の事由により退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

- 第14条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の 状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会および評議員会 に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または 理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実 があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評 議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に

出席して意見を述べること。

- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、 その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人にいちじるしい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
 - 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は理事長が招集する。
 - 4 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集 を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事および監事に対して会議開催の場所、日時および会議に付議 すべき事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの 限りでない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
 - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事 会を招集することができる。
 - 9 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席 理事の互選によって定める。
 - 10 理事会はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときはこの限りでない。
 - 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 12 理事会の議事は法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 (業務の決定の委任)
- 第16条 法令およびこの寄附行為規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第17条 議長は理事会の開催場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)、日時、議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
 - 2 議事録には議長ならびに出席理事のうちから互選された理事2人以上および出席した監事が 署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

- 第18条 この法人に評議員会を置く。
 - 2 評議員会は11人以上17人以内の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員および監事に対して、会議開催の場所、日時および会議 に付議すべき事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこ の限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 10 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
 - 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。 (議事録)
- 第19条 第17条第1項の規定は評議員会の議事録の作成について準用する。
 - 2 議事録には、議長ならびに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上および出席 した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

- 第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 予算および事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益 および退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
 - (5) 予算外の重要なる義務の負担もしくは権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) 目的とする事業の達成不能による解散
 - (9) 寄付金品の募集に関する事項
 - (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、 役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができ る。

(評議員の選任)

- 第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任され た者4人以上6人以内
 - (2) 理事のうちから理事会において選任された者3人以上4人以内
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任された者1人以上2人以内
 - (4) この法人に関係ある学識経験者および功労者で本条第1号より第3号に規定する評議 員の過半数の議決をもって選任された者3人以上5人以内
 - 2 前項第1号および第2号に規定する評議員は、この法人の職員または理事の職を退いたとき は評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第23条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
 - 2 評議員は再任できる。

(評議員の解任および退任)

- 第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
 - 2 評議員は次の事由により退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産および会計

(資産)

第25条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。
 - 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備もしくはこれらに要する資金 とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に 記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
 - 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用 財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない 理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得てその一部に限り処分 することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、もしくは確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校会計基準により行う。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

- 第31条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
 - 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年の期間ごとに理事長が編成し、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算および実績の報告)

- 第33条 この法人の決算は毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
 - 2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算および事業の実績を評議員会に報告し、そ の意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付および閲覧)

- 第34条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(理事、監事および評議員の氏名ならびに住所を記載した名簿をいう。) を作成しなければならない。
 - 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為 を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧 に供しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、 役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ ることができる。

(情報の公表)

- 第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、 当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(個人に住所に係

る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準(公員の規則)

(役員の報酬)

- 第36条 役員に対して、別に定める役員報酬に関する規則に従って報酬を支給することができる。 (資産総額の変更登記)
- 第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散および合併

(解散)

- 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
 - (2) この法人の目的とする事業の達成が不能となった場合で、理事会における出席理事の 3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
 - 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる 事由にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合(合併または破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
 - 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類および帳簿の備付)

- 第43条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に事務 所に備えて置かなければならない。
 - (1) 役員および評議員の履歴書
 - (2) 収入および支出に関する帳簿および証憑書類
 - (3) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は学校法人聖霊学園の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第45条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第46条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。)または監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細目)

第47条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付則

- 1. この寄付行為は文部大臣の認可の日(昭和26年3月6日)から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事(理事長) 長谷川 小松

理事 シスタ トマ・テレン

理事 井出 琴枝

理事 守屋 阿賀多

理事 島 美恵子

理事 シスタ エデルトルダ・クロイツ

理事 シスタ フェリチア・アヴェレク

付則

この寄付行為の変更は、昭和57年3月2日から施行する。

付則

平成元年8月30日文部大臣認可の寄付行為は、平成2年4月1日より施行する。

付則

この寄付行為の変更は、平成3年5月11日から施行する。

この寄付行為の変更は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この寄付行為は文部科学大臣の認可の日(平成18年3月31日)から施行する。

付則

この寄付行為の変更は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この寄付行為の変更は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年9月4日)から施行する。 令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄付行為は、令和2年4月1日から施行する。 令和3年2月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。 この寄附行為の第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和5年9月14日)から施行する。

付則

付則

付則

付則